

令和 8 年 1 月 15 日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素より安全衛生行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

橋梁等における塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止につきまして、令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」により示しているところですが、今般、技術動向等を踏まえ、それぞれ別添のとおり改正しましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。